

善通寺福社会役員・評議員及び苦情解決第三者委員
の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 善通寺福社会定款第8条及び第22条の規定により、理事・監事（以下「役員等」という。）及び評議員並びに苦情解決制度実施要綱による苦情解決第三者委員（以下「苦情解決委員」という。）の報酬及び費用弁償の支給について定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員等及び評議員並びに苦情解決委員がその職務を遂行したときは、報酬として月額5,000円を支給する。
但し、職員給与を支給されている場合は支給しない。

(報酬の支給日)

第3条 報酬は、原則として出席又は実施日に現金で支給する。

(費用弁償)

第4条 役員等及び評議員並びに苦情解決委員が、その職務のために出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。
2 旅費の額は、善通寺福社会旅費規程に定める額とする。

(役員の兼務)

第5条 役員が事業運営に必要な管理者を兼務する場合は常勤するものとする。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
社会福祉法人善通寺福社会役員及び評議員の報酬等に関する規程（平成14年4月1日施行）は廃止する。
- 2 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成26年6月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
- 4 この規程は、平成29年4月1日から施行する。